

第2回IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会 規制制度改革分科会 議事要旨

1 日時 平成25年11月14日(木)10:00～12:00

2 場所 中央合同庁舎第4号館 12階 全省庁共用1208特別会議室

3 議事

(1)開会

(2)不動産取引における重要事項説明の対面原則について

(関係機関、国土交通省からのヒアリング)

(3)高等学校における遠隔授業の正規授業化について

(文部科学省からのヒアリング)

(4)国家資格の取得や更新時におけるIT(e-ラーニング等)の活用について

(厚生労働省からのヒアリング及び事務局より現状ヒアリングの結果報告)

(5)アクションプランのとりまとめに向けて

－第1回規制制度改革分科会での構成員からのご指摘点に対する回答

－第1回規制制度改革分科会での追加質問への各省回答の紹介

－アクションプラン一覧に対するご意見、進捗状況、今後の進め方

(6)閉会

4 配付資料

【資料1-1】 不動産のインターネット取引の実現に必要な規制改革(新経済連盟提出資料)

【資料1-2-1】第2回 規制制度改革分科会 国土交通省 説明資料(国土交通省提出資料)

【資料1-2-2】参考条文等(国土交通省提出資料)

【資料2】 IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会 規制制度改革分科会ヒアリング資料
(文部科学省提出資料)

【資料3-1】 看護師等養成所の専任教員養成講習会におけるe-ラーニングの導入について
(厚生労働省提出資料)

【資料3-2】 国家資格の取得・更新時におけるIT(e-ラーニング)の活用について
(事務局説明資料)

【資料4】 「世界最先端IT国家創造宣言」におけるテレワーク関連の指標(KPI)・目標設定
の考え方について

5 出席者

國領座長、金丸構成員、辻野構成員、中村構成員、棕田構成員

新経済連盟

内閣府 規制改革推進室

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課

厚生労働省 医政局 看護科

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室 遠藤政府CIO、楠政府CIO補佐官、二宮参事官、濱島参事官、市川参事官、瓜生参事官、和田企画官、小浦参事官補佐

6 概要

<議事(2)不動産取引における重要事項説明の対面原則について>

新経済連盟から資料1-1について説明があった。

国土交通省から資料1-2-1、1-2-2について説明があった。

- 資料1-2-1について、インターネット等による重要事項説明、あるいは書面交付に関して、この場合の主語は誰が懸念するということか。
- もともと宅建業法が消費者保護の規定であり、公共団体や国が、消費者保護を担保できなくなるのではないかという懸念である。
- 最終的に消費者保護が一番の目的ということだが、全ての消費者が懸念する点と解釈していいか。
- インターネットによる重要事項説明によってメリットを享受され、全く抵抗のない消費者もいると思うが、そうではない消費者も相当数いると思う。宅地建物取引業法として規制するからには、そういう方々の消費者保護、取引安全保護というものを担保しなければならないという意味での懸念である。
- 議論の根拠、国土交通省の主張の根拠が、対面による説明のほうがインターネット等による説明よりも確実とのことだが、その解釈がなぜ成り立つのかというあたりがはっきりしないので、その理由を伺いたい。
もう一つは、最終的に消費者に選択させるということでも構わないと思うし、消費者の自己責任ということでもよいと思うので、インターネットによる説明もその選択肢の中に加えてほしい。ただ、どうしても対面で説明を受けたい、あるいは書面で交付を受けたいという消費者に対しては、そういうオプションをきちんと履行すればいい。もう少し柔軟な解釈ができないのか。インターネットというオプションを積極的に準備しない理由を、改めて伺いたい。
- 対面性については、重要事項説明が、テレビ電話等で擬似的に対面し、リアルタイムで消費者が質問、確認できる環境であり、それを消費者が使いこなし、望むのであれば、大きな懸念はないかもしれない。しかしながら、例えば重要事項説明書をメールで送付し、電話で説明することになると、正しく説明を理解できるかという意味で担保が薄いと思っているので、インターネット等による疑似対面での

重要事項説明のあり方、やり方は検討の一つの要素だと思う。

それから、オプションについては我々としては一般の消費者全てを考えないといけないので、厳し目にしてきたが、今後、消費者が理解した上で望むのであれば、検討する余地は十分あると考えている。

○ 先ほどの話に、不動産取引は人生に数回しかない最大のイベントの一つという話があったが、多分多くの国民にとってはそうだと思う。そういう方々は、最終的な重要事項説明がネットか対面かではなくて、例えばまず土地を買って建物を建てるプロセスで、実際に現場に何回も行くと思う。だから、そういう方々は最後の重要事項説明についても対面で行えばいいのではないかと思う。

一方、マーケットとか市場の活性化という観点とか、あとは時間がない人、お金がある人、投資で考えている人、海外の人を考えたときに、先ほど少し触れたとおり、そういう人たちにとっては対面だけではなくて、自己責任型での対応がとれればよいと思う。

私は、不動産取引でトラブルになったことが何回もある。重要事項説明だけではなく、多くのトラブルの原因は非常に限られた時間に多くの資料を持ってきて、説明することにある。そのような理解するのに長時間かかるような資料では、もともとリスクが高いものである。

私は、説明の中身の不備でトラブルになったことがあるが、デジタルのファイルやテレビ電話であったなど、手段が原因でトラブルになったことは、過去の経験を振り返っても思い当たらない。対面での説明の不備や、書面での書き方が曖昧で読み取りが難しいということが原因であることが多いと思う。そうであれば、書面にもっと深く書かなければいけないのではないか。

この国全体が対面原則とか書面原則の撤廃に動くべきというのが、世界最先端 IT 国家創造宣言の中にあった。国土交通省も変えたほうがよいものに関しては、自らもっと積極的に取り組んでいただきたい。重要事項説明というのは、利用者のいろいろな状況によって効果的な方法が変わると思うので、両方できるようにすればいいのではないかと思う。

○ 国土交通省に聞きたいが、対面のところで懸念される点が資料1-2-1の3ページに3つ挙げられている。双方向性が確保されないということ、及び本人確認が困難でなりすましが問題ということ2つが懸念事項なのか。

○ この2つが大きいと思っている。インターネットによる重要事項説明がこの2つを正しく守り、それが一般化し、消費者も理解できるのであれば可能と思う。しかし今はまだ一般的な取引や消費者がそこまで至っていないと考えている。

○ それから、その3つ目に苦情・紛争の相談の件数が多いとのことだが、これはどのような理由なのか。また、他の商品、例えば車とか旅行商品とか化粧品などに比べて、この苦情・紛争の件数が多いということの具体的なデータはあるのか。

○ 苦情・紛争件数について、ほかの業種とは比べていないが、参考資料として資料1-2-1の最後に「宅地建物取引におけるトラブル」を記載している。この中で、不動産関係で売買や賃貸の媒介代理などについての苦情(公共団体や国家機関への相談・苦情件数)では重要事項説明が一番多い。

他の業種と比べると、不動産については高額でかつ権利関係が複雑という特殊要因があるため、このトラブル状況については重要視している。

○ もう一点、新経済連盟に聞きたいが、先ほど金融商品については10年前にネット対応が可能になったと話していたが、それが解禁になったときは、事業者や消費者の強いニーズがあって実現したものなのか。

もう一つは、その結果、紛争やなりすましといった事例が増減したかについてのデータはあるか。

○ 先ほど話した投信の目論見書というのはかなりのボリュームがある。それを大量に送られてきても興味のない人は見ないし、送る側も郵送や紙に刷るためのコストを考えると大変な負担となるため、双方で強いニーズがあった。それを受けて、金融庁も電子的な手法でも問題ないと判断した。

後者の質問については、解禁後、格別紛争やなりすましの増加という問題はない。むしろ、昔の話ではオレンジ共済、最近も様々な出資案件など、不当な業者が正しい手順を踏まないでやった犯罪になるようなケースで何点かあったが、正しく手順を踏んだものについては一切トラブルはない。

○ 国土交通省に対して意見なのだが、まず基本スタンスとして、もうすでにインターネットやクラウドの時代であり、インターネットがなかった時代のルールをインターネットの時代にあわせて見直すのが、一連のこの分科会での議論の主軸だと思っている。しかしながら、前回、別のテーマで厚生労働省の答弁を聞いても、現状のルールは様々な懸念点を挙げて変えたくないという基本スタンスを非常に強く感じている。

そうではなく、まず対面原則を撤廃するという原則に立ち、懸念点はあるが、これが解決すれば前に進めるということであればよいと思う。また、消費者保護についても、今、日本の行政はどちらかというところ消費者「過」保護と思える。

インターネットというのは、基本的には個の力を開放して、例えば不動産投資では、個人が自分の責任で情報をとり、自分の判断で、自己責任で購入するなり投資する。個というか、消費者を自立させていく視点で、今までの過保護行政のようなものを見直していくというのも、インターネットの時代の1つ大きなテーマだと思う。そのあたり、国土交通省として基本スタンスはどういう見解なのか。

○ 我々としても、世の中の流れに応じて変えるべきところは変えないといけないというのは思っている。この宅建業法自体も制定以来、十何回も改正を重ねてきているし、例えば業者間の物件の探索については、流通機構という、インターネットを通じてお互いに情報を交換するシステムを導入している。その意味では、今のインターネット環境、情報環境に応じて対応すべきは対応すべきと思っている。

先ほどからも、一定の要件が満たされれば考えられるかもしれないということで話しているが、一方で理解いただきたいのは、宅地建物取引というのが、インターネットに長けていない方も含めた消費者も保護しているということである。先ほど過保護行政からの脱却と話していたが、そういう意味ではまだ抜けていないのかもしれないが、トラブルを未然に防止する、消費者保護のために消費者庁などと連携しながら、業者に規制をかけ、取引の安全を確保するというのを一生懸命してきている。その環境を簡単には消費者の自己責任へ転換することは難しいと思っている。その意味では、先ほど話していた選択制としてインターネットの疑似対面は今後考えられると思う。

○ 今の話で、一定の要件があれば認められるかもしれないという話だったので、ぜひその一定の要件がどういったものなのかを示していただきたい。それを新経済連盟で IT 技術的のどのように対応可能なかをすりあわせていくことができれば、この問題はかなり前進するのではないかと思う。

○ 私は厚生労働省の薬のインターネット販売に関する検討会にも参加しており、ずっと議論してきた。ネットで薬を売る場合も薬剤師が必要で、薬剤師のなりすましの問題については、対応する薬剤師の氏名を公表し厚生労働省の薬剤師検索データベースへリンクさせ、その薬剤師が本当にいるのかどうかというところまで確認できるようなことが議論された。

薬剤師の数が約30万人で、ここの宅建主任者の数とほとんど似た数字である。国土交通省も宅建主任者のデータベースを持っていると思うので、そこにリンクを張り、その人がいるかどうかを必ず確認できるようにすれば、なりすましや名義貸しというのはブロックできるのではないかと考える。

もう一つは、個別のいろいろな質問事項等について答えられないのではないかということだが、これも薬の販売では、電話とかチャットとかメールとかで確認できるということでクリアしている。テレビ電話の導入という話も出たが、国民の健康・安全に関係する内容であっても、これでやっていいということになっている。

今回の国土交通省の件は、どちらかというとも誰も損しない構造なので、ぜひ知恵を出して、工夫して推進してほしい。

○ こういう懸念事項というのを明らかにしていただくことが、次に進む一歩だろうと思う。懸念されることを正しく解決していき、選択的にでも実現していくというのが、この時代にあってやっていくべきことなのだろうと思う。具体的に何がクリアされないとだめなのか。それをクリアするにはどうすればいいのか、よい方向に持っていければいいと考えるので、よろしく願いたい。

<議事(3)高等学校における遠隔授業の正規授業化について>

文部科学省から資料2について説明があった。

○ 前向きに検討ということで、良いと思うが、課題の洗い出しとか予算の活用というのは、大体どのくらいの時間軸で考えているのか。

また、最終的な姿として、離島とか遠隔地以外にも広めていくのか、カリキュラムの一部でも全国の全ての高校で認める形にしていくのか。

○ 先ほど、研究開発学校(教育課程の基準の改善に資するような実証的な資料を得るための学校)が離島で遠隔授業を実施しているという話をしたが、離島以外でも研究開発学校としてやっていくことは可能と思っている。離島のほうがやりやすいというのは、これまでであったとは思いますが、全国的にできるかどうかということを含めて、研究しないといけないと考えている。時間軸としては、はっきりしたことは言えないが、少なくとも新しい制度にして検証するには2、3年必要ではないかと考えている。

○ そうであれば、全国展開できるのは早くても4、5年後というイメージか。

○ 全国展開といっても、全ての教科・科目ということはなかなか難しく、効果的にやれる部分とそうではない部分があると思っている。新しい制度には、良い面と課題がある面と両方必ずついて回るので、良い面は我々も積極的に進めたいと思っている。

ただ、課題面についてはどう解決するか、改善していくかは、実証研究をしないとわからない部分がある。また、子どもたちが生身で教育を受けるものでもあるので、物の実証研究と異なり簡単に、これは丸、バツという判断はつけられない。更に、制度の変更には学校とか教育委員会とも調整する必要があるため、ある程度の時間は必要になる。

○ 前向きにと話していただいたので、非常に心強い限りである。ある高校では、スマートフォンやタブレットを学生全員に渡して授業するところも出ており、成果も上げていると思う。また、小中学校でも学びのイノベーション授業など、学校と企業をネットをつないで映像で授業をするところも出てきている。そうした小中学校レベルでも、大阪市あるいは荒川区、武雄市のように、2014年から15年にかけて全ての子どもたちにデジタル環境を提供するところも出てきているので、ぜひとも高校もスピード感を持って対応してほしい。

○ 事務局としては、時間軸をはっきりさせるということは、非常に重要だと思っているので、ぜひよろしくお願ひしたい。

加えて、文部科学省の資料の中で、今の対面の授業と同等の効果を有しているかの検証が重要との指摘があった。一方で、リアルな授業にも様々な課題があることから、リアルな授業がネットの授業と同等の効果を有しているかの視点でもあわせて検証していただきたい。また、ネットならではの良さというものが、効果として実現できるかという視点もあわせて検証し、総合的にネットの良いところを積極的に評価していただきたい。

○ 我々も初めからネットによる授業が良くないと決めつけている訳ではなく、今まであまり想定してこなかったというのが正直なところである。基本は対面の授業ではあるが、ネットならではの良い面も当然あるため、総合的に実証研究をしたいと考えている。

○ 前向きな方向性を出していただいて、大変ありがたいと思う。

いくつか論点が出てきたが、タイムラインをしっかりと持ったプランをこれから考えていただきたい。最後、事務局からもあったが、「ネットならではの」という、対面ではなかなかできない授業ができる良い面もあると思う。懸念事項は対応していかなければならないが、対面と同程度のものを再現できるかできないかというところを判断基準にすると、なかなか進まないことがあるので、その辺の考え方は整理していただきたい。

今日は、高校を中心に考えたが、小学校、中学校などでの進展も念頭に入れながら、先に進めていくことが必要と思う。引き続き、建設的な方向で議論を進めていきたいと思う。

○ 文部科学省が総務省と合同で、フューチャースクールを実施し、そこではタブレットを生徒に持たせている。タブレットを生徒に持たせることのメリットは、一人一人の生徒の進捗状況、いわば進歩、成長がわかりやすく残せることだけではなく、生徒の弱みとか困っているところを教師がつかみやすくなるということもある。テレコミュニケーションを使っていく中でこのような事例は非常に参考になると思う。また、今日は高校の話であったが、小中で実践しているものとの連携や、生かし方をぜひ頭に置いておいて進めていただきたい。

<議題(4)国家資格の取得や更新時におけるIT(e-ラーニング等)の活用について>

厚生労働省より【資料3-1】について説明があった。

事務局より【資料3-2】について説明があった。

○ とてもよい試みを自主的にやっておられて、この会議としては本当にありがたいと思って聞いているのだが、このプランを企画してから、スタート時点では省内や外部で反対はあったのか。

○ スタートするに当たって検討会での指摘もあったが、未受講者の教員が一定割合いるので、未受講者を減らすということについては皆さん賛成いただいた。また教員養成講習会の一部に導入するので、できるだけ多く導入したほうがよいのではないかという意見も逆にあったという状況である。

ただ、一部の教員から、本当にe-ラーニングの学習で必要な能力が身につくのか、対面授業でやってこそ意味があるのではないかという懸念は出た。先ほど紹介したとおり、全てをe-ラーニングでするわけではなく、必要な科目で実施するというので、理解いただいた。

○ 効果測定などはしているか。

○ e-ラーニングは今年からの取り組みであり、講習会そのものが終了していない。全て終わってから、これまで集合研修でやっていた場合とe-ラーニングを一部導入した場合どうなのかという評価はできると思うが、昨年とは受講者が異なるので、測定の結果を考察するのは難しいと思っている。

○ 事務局に聞きたいが、こうしたさまざまな資格制度にe-ラーニングを導入しようとする場合に、法令の手当てが必要なものはあるのか。

○ どの科目を実施するかは、法律の下の施行規則、政省令などで定められているものが多い。例えば本人確認の方法や試験方法など実際の進め方で規定している事例もあるため、法律そのものの改正等までにはならないと思うが、その下の政省令のレベルでの改正等が必要になると思う。

○ つまり、法律で一斉に改正ということは難しく、個別の省庁で政省令を変えていく必要があるということか。

- 基本的にはそういうことになると思う。
- あとは、個別事業主体の予算の問題ということになるのか。
- 予算の問題も当然発生する。多くの実施主体においては、講習を受けるごとに受講生からお金をいただき、その中で運営しているケースが多いと思うが、今回の厚生労働省もそうだが、新たにコンテンツをつくるための予算をどうするか、どこがどう負担するかという新たに発生する問題も、クリアしなければならない課題になると思う。
- 同じく事務局に質問するが、資格制度一覧の中で、備考のところ「試験なし」と書いてあるもののように、ただ受講すればよく、その結果が問われないものについては、比較的e-ラーニングは導入しやすいと思うが、その辺はどのように考えているのか。
- その可能性はあると思う。事務局としては、これまでの意見や勉強してきたことを踏まえて、今後、前述の資格試験については、e-ラーニングの導入の検討を、各省庁に実施してもらおうと思っている。
- 管轄も性質も違うが、遠隔学習という意味では、先ほどの文部科学省の高校教育の遠隔教育の実施のような案件もある。省庁をまたがって、このような遠隔学習を議論する場やお互いのノウハウを共有する場、今回の厚生労働省で実施した遠隔学習の事例を文部科学省に伝えることなど、そういう横の連携はあるのか。
- 今のところ、そういう事例はないと思うが、少なくとも、このような国家資格同士の横の連携といったことは、まさにこれから我々が新たにチャレンジしていることだと理解している。
- 投資対効果で質問させていただきたいのだが、例えば新潟県の例だと、専任教員養成講習会を23年間実施されていなかった。今回、講習会をやろうと思ったときに、それを集合研修でやるのと、一部e-ラーニングを導入するのとだと、いくらかコストが安くなるということもあったと思うが、それはどれぐらいの金額がコスト削減になったのか。
- 新潟県は多くの科目をe-ラーニングで活用いただいたが、講師謝金については、少なくとも集合研修でやるよりも安くなったと思う。あと、会場費、教室の借料も安くなっているかと思う。
- 予算を取るストーリーはどのように考えているのか。結構難しくないか。
- どの予算になるのか。教員養成講習会を開くという意味か。
- 何予算か詳しくは知らないが、国の予算がない中でこれをする、予算が減った、増えたという点だけで見られる。何もしていないときは限りなくゼロに近かったため、こういうことをしようとしても、入りと出だけ見ると、費用があたかも増えるかのように思われてしまう。

せっかくコストが安くなるし、離島も含めて考えると利便性もあるので、3年に1回ぐらいやっていただくと、看護師さんたちの先生の質がもっと高まって、国民的には私はいいと思う。

その質の向上の話とコストだけの話になると、現在、国の予算が厳しいから、削っておくという話にならないとも限らないのではないかと考えている。この会議は、必要なものを削らないようにする応援団としてサポートして差し上げなければいけないと思うだが、そのために、何か我々に対するリクエストとか、あるいは工夫というものがあれば聞かせたい。

○ 新潟県の場合は、23年間開いていなかったが、全く開いていない県もある。それは、各県に養成所はあるのだが、開くほど教員の数がいない、受講者が見込めないところで、そこでは近県で開催しているところで受講している。新潟県の場合は、東京や神奈川など、毎年やっているところに受講生を出していた。

しかしながら、8カ月間も他県に行かなければならない受講生の負担を考えると、県の中である程度未受講者が累積されると開催する必要があるため、新潟県は開催のために25年度の予算を確保したと思っている。

○ これは、何年かに一度、教員の人は必ず受けなくてはいけないということではないのか。

○ まず、最初に受けていただきたいものである。

○ この件、事務局からも先ほど説明があったが、これから未実施のものについて色々確認していきながら、普及を促進し、今論点として出てきたような、前向きに取り組んでいるところの経験とか仕組みを横展開して行ってほしい。この辺について、引き続き取り組みを進めて行っていただきたい。

<議題(5)アクションプランとりまとめに向けて>

事務局から説明があった。

以上